相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市大字青柳三九〇番地三、最後の住所埼玉県川越市大字上松原三七〇番地一八
被相続人　亡　高橋　進司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
埼玉県所沢市二七―七―二二一コンセールタワー二二階
相続財産管理人　弁護士　中井眞一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市新松戸一丁目一九二番地、最後の住所千葉県松戸市新松戸三丁目三二八番地新松戸南パークハウスA一二一七
被相続人　亡　藤井　美彦
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所千葉県松戸市松戸一八四七　日暮ビル四〇三　みぎわ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安武　慎作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区文花三丁目二七番地、最後の住所千葉県市川市国府台六丁目五番四号
被相続人　亡　金井　一也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　南川麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都調布市多摩川七丁目六番地八
被相続人　亡　柳　川守
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区内藤町一番地二六、最後の住所東京都新宿区新宿一丁目二番一―九〇四号
被相続人　亡　本田英一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市本町七三番地、最後の住所東京都板橋区本町九番二〇号平沢荘
被相続人　亡　水野　宏子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区岩渕町一六番、最後の住所東京都北区岩渕町一六番二―二〇二号コーポヒロ
被相続人　亡　中嶋　守
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都千代田区二番町九番地八中労基協ビル三階紀尾井町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都郡みやこ町犀川続命院二九七番地、最後の住所東京都北区東十条五丁目一三番五号五輪荘六一一号
被相続人　亡　村上　明義
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地瀬川ビル四階お茶の水共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野美奈子（登録姓　林）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区池上四丁目七二九番地、最後の住所東京都大田区池上四丁目一六番二号
被相続人　亡　根本　勉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都千代田区神田小川町一―四和田ビル三階栗原浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗原　浩
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル二〇一加園法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区横川二丁目一四番地一、最後の住所東京都葛飾区高砂二丁目一一番五号高砂サマリヤマンション一〇七
被相続人　亡　田村　惠司
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東一丁目四〇番地、最後の住所東京都国分寺市南町二丁目一五番六号迦葉国分寺グリーンハイツ六〇三
被相続人　亡　秩父佐智子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西小岩五丁目五三七番地、最後の住所東京都江戸川区西小岩五丁目一六番一三号
被相続人　亡　清信美枝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東一丁目四〇番地、最後の住所東京都国分寺市南町二丁目一五番六号迦葉国分寺グリーンハイツ六〇三
被相続人　亡　秩父佐智子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十六年九月二十四日
東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

第40期決算公告

平成26年9月24日
群馬県太田市植木野町300番地1
株式会社シムックス
代表取締役　深澤　利弘

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,474,280
	固定資産	917,474
	合計	2,391,754
負債及び純資産の部	流動負債	679,660
	固定負債	985,192
	株主資本	726,902
	資本金	100,000
	利益剰余金	626,902
	利益準備金	18,050
	その他利益剰余金	608,852
	（うち当期純利益）	（7,120）
	合計	2,391,754